(2)　調製粉乳の容器包装又はその原材料の規格及び製造方法の基準

1．調製粉乳の販売用の容器包装は、金属缶（開口部分の密閉のために合成樹脂を使用するものを含む。以下同じ。）、合成樹脂ラミネート容器包装（合成樹脂にアルミニウム箔を貼り合わせた容器包装又はこれにセロファン若しくは紙を貼り合わせた容器包装をいう。以下同じ。）又は組合せ容器包装（金属缶及び合成樹脂ラミネートを用いる容器包装をいう。以下１．において同じ。）であって、それぞれ次の規格又は基準に適合するものであること。

ａ　金属缶又は組合せ容器包装は、密閉できる構造のものであること。

ｂ　金属缶又は組合せ容器包装の開口部分の密閉に使用する合成樹脂は、ポリエチレン、エチレン・１―アルケン共重合樹脂又はポリエチレンテレフタレートであること。

ｃ　合成樹脂ラミネート容器包装又は組合せ容器包装に用いる合成樹脂ラミネートにあっては、内容物に直接接触する部分がポリエチレン、エチレン・１―アルケン共重合樹脂又はポリエチレンテレフタレートであること。

ｄ　内容物に直接接触する部分にポリエチレン、エチレン・１―アルケン共重合樹脂又はポリエチレンテレフタレートを使用した容器包装にあっては、次の試験法による試験に適合するものであること。この場合、試験に用いる試験溶液の調製は、(1)の１．のｂの①のイ　試験溶液の調製を準用する。ただし、液体を満たすことができる試料にあって、金属缶の密閉にポリエチレン、エチレン・１―アルケン共重合樹脂又はポリエチレンテレフタレートを使用したものにあっては、当該部分が下になるようにして満たす。

①　重金属

浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液について、重金属試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の重金属の量は鉛として１μg／mL以下となる。

②　蒸発残留物

浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液について、蒸発残留物試験を行うとき、その量は15μg／mL以下でなければならない。

③　過マンガン酸カリウム消費量

浸出用液として水を用いて作った試験溶液について、過マンガン酸カリウム消費量の試験を行うとき、その量は５μg／mL以下でなければならない。

④　アンチモン（ポリエチレンテレフタレートを使用した容器包装に限る。）

浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液について、原子吸光光度法、誘導結合プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法によりアンチモンの試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、アンチモン標準溶液は、乳等の容器包装試験用のものを用いる。これに適合するとき、試験溶液中のアンチモン量は0.025μg／mL以下となる。

⑤　ゲルマニウム（ポリエチレンテレフタレートを使用した容器包装に限る。）

浸出用液として４％酢酸を用いて作った試験溶液について、原子吸光光度法、誘導結合プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法によりゲルマニウムの試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、ゲルマニウム標準溶液は、乳等の容器包装試験用のものを用いる。これに適合するとき、試験溶液中のゲルマニウム量は0.05μg／mL以下となる。